平成２３年（フ）第３７号
兵庫県明石市大久保町大窪1483番地の２
ガーデンヒルズ大久保101
債務者　榎本　加奈
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第６８９号
奈良県生駒市小明町816番地３
債務者　山﨑　康行
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７３０号
奈良市紀寺町685番地の３　第２号コミュニティ住宅第１―302号、住民票上の住所奈良市神功２丁目８番地の６　フォレストタウン高の原９－Ｂ
債務者　森川しげ子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２３号
奈良市西九条町２丁目６番地の29
債務者　三浦　美枝
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９号
広島県福山市西町１丁目７番15号　朝日プラザステーションコア601号室、住民票上の住所広島県福山市沖野上町６丁目７番19―９号
債務者　天満　弘隆
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前８時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２４号
広島県福山市千田町３丁目55―１　シティハイツエレガントＥ101、住民票上の住所岡山県笠岡市大宜610番地９
債務者　見立　卓充
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２９号
広島県福山市高美台８番14号　高美荘アパート９号、旧住所岡山県笠岡市相生1396番地の３
債務者　藤井　孝義
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１８号
長崎県対馬市美津島町緒方179番地
債務者　平田　兼一
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
長崎県対馬市美津島町緒方179番地
債務者　平田　文子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２２年（フ）第２２３９号
さいたま市桜区大字大久保領家429番地１けやの木106
債務者　船津　聡史
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８７号
北九州市小倉北区足立３丁目10番７号　カーサベルデ203
債務者　山本　彰子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３９６号
北九州市小倉南区横代北町２丁目15番８号
債務者　吉岡　和恵
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１６号
福岡県中間市朝霧１丁目13番８号
債務者　森　　景子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１９号
北九州市八幡西区中の原２丁目６番25―303号
債務者　小山　勝信
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２１号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台27番402号
債務者　柴田　　香
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３３号
北九州市門司区谷町１丁目12番30号　101号
債務者　山本誠二郎
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３６号
北九州市門司区東門司１丁目14番17号
債務者　秦　　慶子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部